

## 「肺CT検診事業」実施のお知らせ

国保加入者を対象に肺がんの早期発見を目的とした検診を実施します。

対象者 40歳以上70歳未満の喫煙歴のある人

実施医療機関

鳥取県立中央病院 鳥取赤十字病院  
鳥取生協病院 鳥取市立病院

負担金 3,000円（検診時に医療機関に支払ってください）

申し込み方法 保険年金課・健康対策課で随時受け付けています。医療機関にあらかじめ検診の予約を行っていただき、保険証をお持ちのうえ申し込みください。  
問い合わせ先 保険年金課（20 3203）

## ～用語解説～

一定以上所得者とは

現役世代の平均的収入以上の所得がある方と、その世帯に属する人を指します。

年収例

単独世帯の場合

（年金収入のみ）450万円以上

夫婦二人世帯の場合

（年金＋給与収入）637万円以上

低所得者Ⅱとは

世帯主および世帯員全員が住民税非課税である人を指します。

低所得者Ⅰとは

世帯主および世帯員全員が住民税非課税であって、その世帯の各所得のすべてが必要経費・控除（年金の所得は控除額を65万円として計算）を差し引いたときに0円となる人を指します。

年収例

単独世帯の場合

（年金収入のみ）65万円以下

国保については取り扱いが異なる場合があります。

## 入院時の食事代

入院したときの食事代は、医療費の負担金とは別に下表の金額を負担します。

一定以上の所得がある方	1日	780円
一般		
低所得者Ⅱ	90日までの入院	1日 650円
	過去12ヶ月の入院日数が90日を超える入院	1日 500円
低所得者Ⅰ	1日	300円

高額療養費の自己負担限度額が変更になりました

同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が、定められた限度額を超えると高額療養費として超えた額があとで払戻されます。この基準となる自己負担の限度額が下表のとおり変わりました。七十歳未満の人と七十歳以上の人では、限度額が異なります。

なお、自己負担額は、同じ世帯に合算対象基準額を超える自己負担が複数あった場合（老人保健は除く）には、合算することができます。

問い合わせ先 保険年金課（本庁1階・20 3203）

平成14年10月1日から		平成14年9月30日まで	
70歳未満の方	上位所得者 <sup>1</sup>	139,800円 (77,700円)	121,800円 (70,800円)
	一般	72,300円 (40,200円)	63,600円 (37,200円)
	住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)	35,400円 (24,600円)
70歳以上の方	一定以上所得者	40,200円	72,300円 (40,200円)
	一般	12,000円	40,200円
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円

1 上位所得者とは、国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯にあたります。

2 ( )内は過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合、(70歳以上の外来にかかる個人ごとの限度額による支給は除く)の、4回目以降の限度額です。

低所得者Ⅰ、Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。保険年金課窓口に申請してください。

問い合わせ先 健康対策課（富安2丁目さざんか会館4階・20 3193）

高額医療費の自己負担限度額が変更になりました

同じ月内の医療機関に支払った自己負担額が、定められた限度額を超えると高額医療費として超えた額があとで払戻されます。この基準となる自己負担限度額が下表のとおり変わりました。従来、医療機関ごとになつていた自己負担限度額は、複数の病院・診療所・歯科・薬剤すべてを合算することになりました。また入院した場合、外来を含めた同一世帯の老人保健対象者医療費すべてが合算されます。

## 平成14年10月1日から

	外来 (個人ごと)	自己負担限度額 外来+入院(世帯ごと)	
		外来	入院
一定以上所得者	40,200円	72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%	72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%
一般	12,000円	40,200円	40,200円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円	15,000円

過去12か月間に世帯単位の高額医療費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は40,200円

低所得者Ⅰ、Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。健康対策課窓口に申請してください。

## 平成14年9月30日まで

	自己負担限度額	自己負担限度額	
		外来	入院
一般			37,200円
低所得者		3,200円 (大病院5,300円)	24,600円
住民税非課税世帯等 高齢福祉年金受給者			15,000円